

◆◆◆ 高齢者の人権 ◆◆◆

平均寿命の伸びや出生率の低下等を背景に高齢化が急速に進んでいて、内閣府の調査では、日本の平成29年の高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の割合)は27.7%となっています。野木町では、平成29年の高齢化率が28.8%であり、令和7年には34.5%になることが推測されます。

豊かな高齢社会を実現させるには、豊富な知識を持っている高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられ、若い世代とともに様々な活動に参加できる環境が重要です。

しかし、高齢者に対する悪徳商法や振り込め詐欺等の事件、身体的、心理的、性的、経済的虐待、食事を与えない、病気になっても病院へ連れて行かないといった虐待(ネグレクト)が問題になっています。

これらの人権課題について、後見人や保佐人、補助人が、本人に代わり財産管理や生活に関わる契約等を行うことで悪質な詐欺まがいの契約を防止する「成年後見制度」が平成12年に施行され、平成18年には、高齢者虐待を防止するため、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」が施行されました。

野木町では、平成30年に第7期となる「野木町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、関係機関、団体等と連携を図りながら支援等を行っています。

高齢者の人権が守られ、豊かな社会生活を送るには、高齢者の社会的役割の重要さや、加齢に伴う衰え、不安等を正しく理解することが大切です。この機会に高齢者についての理解を深め、共生していく意識を持ち生活しましょう。

資源物集団回収報奨金交付制度の概要

町では、廃棄物の再生利用の促進と減量化を図ることを目的とし、資源物の集団回収に協力した団体に報奨金を交付しております。ぜひ、地域の皆さんで資源物集団回収を実施してみたいかでしょうか。報奨金制度の内容等は次のとおりとなります。

◆報奨金制度の内容

- ・ 交付金対象団体 資源物を地域で集団回収し売却する団体
(営利を目的としない団体に限ります)
- ・ 協力団体登録 資源物集団回収団体届出書を町に提出してください。
(町ホームページからダウンロードできます)
- ・ 報奨金の交付申請 資源物集団回収売却実績報告書を実施ごとに提出してください。
- ・ 報奨金の交付額 集団回収して売却した重量1kgにつき5円を交付します。
※報奨金の受領は口座振替となります。
- ・ 交付時期 4半期ごとに年4回交付します。
- ・ 資源物の種類 びん、缶、ペットボトル、古紙(新聞、雑誌、段ボール等)、古布(衣類、毛布等)

◆団体登録から報奨金交付までの流れ

